

J R 東海労申第 1 6 号  
2 0 1 7 年 9 月 1 4 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 小林 光昭

### 最高裁判所の決定に対する申し入れについて

9 月 12 日、最高裁判所第三小法廷は、東京高等裁判所平成 28 年（行コ）第 88 号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件について、裁判官全員一致で会社の上告を受理しなかった。これにより、J R 東海労働組合本部及び静岡地本が救済を求めてきた、「組合掲示板から掲示物を基本協約に違反しているとして撤去したことが不当労働行為」として確定した。従って、この決定に基づき下記の通り申し入れるので、決定を真摯に受け止め、誠意を持って対応すること。

### 記

1. 最高裁判所の決定を真摯に受け止め、東京高等裁判所が認定した静岡地方労働委員会命令を速やかに履行すること。
2. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。
3. 手交する謝罪文の名義人は柘植社長となっている。従って柘植社長が、中央執行委員長、地本執行委員長に手交すること。
4. 謝罪文の手交場所については組合事務所とすること。その期日については事前に明らかにすること。
5. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。

以 上